

～生活創造社会につながる
賢くて豊かな住生活の実現をめざして～

ダイジェスト版



令和4年3月

青森県

はじめに

計画の背景・目的

青森県では、住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づき国が定める住生活基本計画(全国計画)に即し、積雪寒冷地である本県の特性を反映した住宅行政の指針として、平成19年3月に「青森県住生活基本計画」を策定し、これまでに計画改定を2回(平成24年3月、平成29年3月)行いながら、県民の住生活の安定の確保及び向上をめざした施策を推進してきました。

今回の改定では、令和3年3月に変更された全国計画の内容に即したものとともに、本県の社会経済情勢の変化を踏まえ、これまでの住宅施策の取組みの適切な継承に配慮しながら、施策の基本方針、目標及び基本的な施策等について見直しを行い、今後10年間の住生活関連施策の方向性を示すものです。

計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法第17条に規定する都道府県計画として、青森県が定める計画であり、市町村住生活基本計画等の策定の際の参考となるもので、これまでの「青森県住生活基本計画」の趣旨等を継承するとともに、新たな課題への対応を取り入れたものとしています。

また、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦(計画期間:令和元~5年度)」を上位計画とし、他の関連計画との整合に配慮しています。

本計画の実現に向けて、住み手である県民、住環境の整備を担う事業者及び市町村や県、関係機関等が連携して取り組むこととしています。

上位計画となる「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」においては、持続可能な世界を実現するための国際目標「SDGs」を、本県が世界に向けた取組みを更に進めていくためにも重要な考え方と捉えており、本計画においても、SDGsの理念を踏まえ、施策を開いていきます。



計画の期間

本計画は、令和3(2021)年度から12(2030)年度までの10年間を計画期間とします。なお、今後の社会経済情勢の変化を踏まえて、概ね5年後に見直しを行います。

青森県の住宅事情の特性と課題

人口、世帯:人口は昭和60年をピークに減少、一般世帯数は平成22年をピークに横ばいで推移。

高齢者:高齢者(65歳以上)の人口比率は令和2年で約33.4%、令和22年には約44.3%となる見込み。

子育て:子育て世帯の半数以上が誘導居住面積水準未満で、子どもが6歳未満ではより達成率が低い。

社会増減:長期にわたり県外への転出者数が転入者数を上回る転出超過が続いている。

住宅確保要配慮者:借家に住む世帯は年間収入300万円未満の世帯が51.1%で、平成15年以降は50%以上で推移。

公的賃貸住宅:公的賃貸住宅は約21.6千戸あり、そのうち耐用年数を経過したストックは約14.3%(約3.0千戸)。

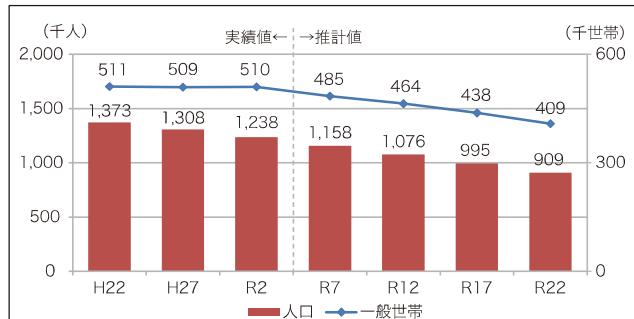
民間賃貸住宅:賃貸用住宅の空き戸数は約39.2千戸と賃貸住宅全体の約3割を占めている。

新設住宅:住宅着工数は増加傾向にあったが、令和元年度に減少に転じている。

中古住宅市場・リフォーム市場:持ち家の取得方法は新築・建替が約9割で、中古住宅購入は約5%。増改築・改修工事等を行った持ち家は約25.6%で、水回りの改修が最も多い。

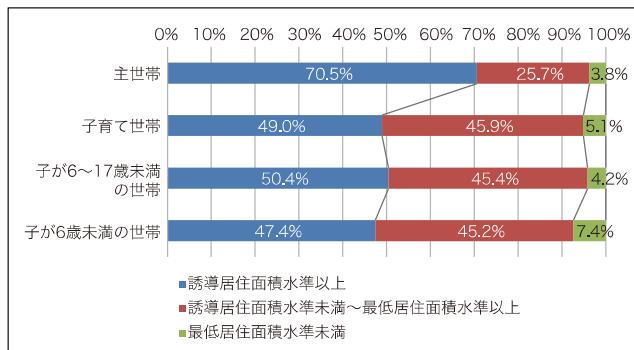
空き家:長期間居住者のいない「他の住宅」は増加傾向。空き家のうち、利活用の可能性があると考えられる住宅は約63.1%。

■青森県の人口と一般世帯数の推移と将来推計



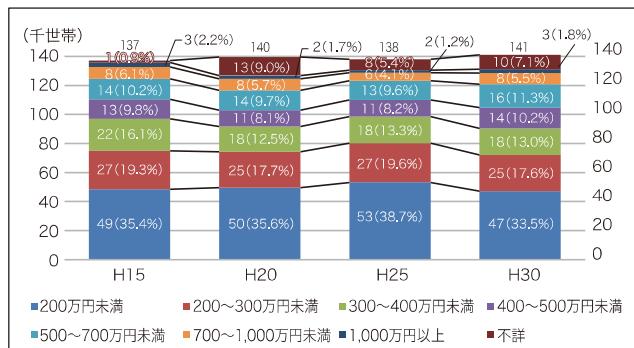
資料:R2年まで各年国勢調査、R7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

■青森県の子育て世帯における子の年齢別の誘導居住面積水準の達成状況



資料:平成30年住宅・土地統計調査

■青森県の借家世帯の年間収入別世帯数の推移



資料:各年住宅・土地統計調査

■青森県の空き家戸数

住宅 総数	総数	一時現在者 のみ	居住世帯無し					建築中
			空き家					
			総数	二次的 住 宅	賃貸用 の住宅	売却用 の住宅	その他 の住宅	
592,4	91	1.7	88.7	2.2	39.2	1.4	45.8	0.6

資料:平成30年住宅・土地統計調査

青森県の住宅事情の特性と課題

住宅ストックの概況:住宅総数は約592千戸で、世帯数(約510千世帯)を上回っている。持ち家率は約70.3%、旧耐震基準の昭和55年以前に建てられた住宅は約26.5%。

住宅の長寿命化:新築住宅のうち長期優良住宅に認定された戸数は令和2年度で減少。

低炭素化・省エネルギー:住宅ストック全体の約7割近くが、次世代省エネ基準に満たない断熱性能が低い住宅と推測される。

耐震化:住宅の耐震化率は平成30年で約83.2%と全国の約87%と比較して低い。

マンション:分譲マンションのストックは、築後30年以上の住戸が約35%。

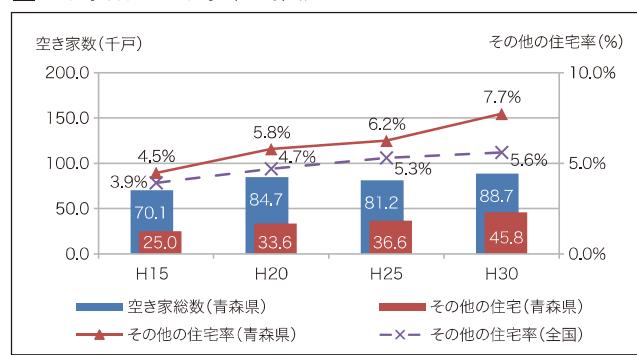
家庭内事故:県内の家庭内事故の死者数217人(令和2年)うち、「不慮の溺死及び溺水」は約32%で、浴室でのヒートショックで亡くなられた方が含まれていると考えられる。

住宅建設関連従事者:60歳以上の従事者が占める割合は、畠職が約66.7%、左官が約61.5%、大工が約45.6%。

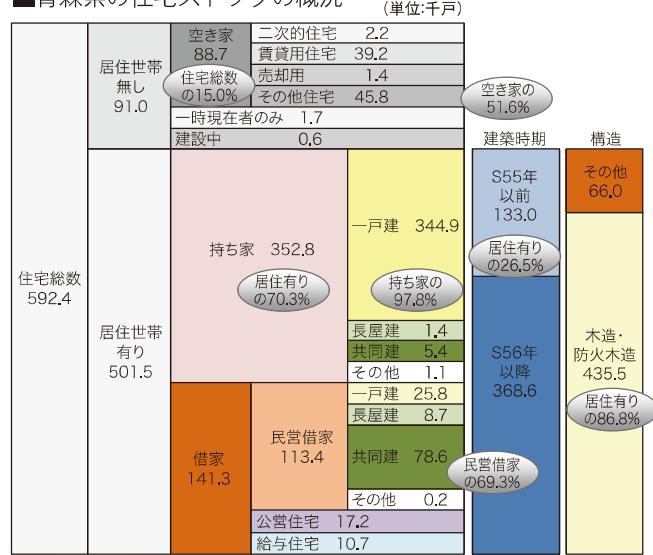
県産材:本県は約63万4,445haの森林面積を持ち、スギ人工林面積は全国4位。

住教育:学校の家庭科で実施されている授業は衣食が中心で、住教育は積極的に実施されていない。

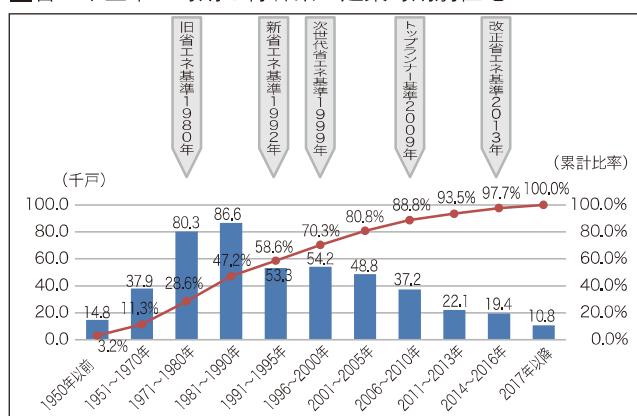
■空き家数・空き家率の推移



■青森県の住宅ストックの概況



■省エネ基準の時期と青森県の建築時期別住宅



住宅施策の基本方針及び目標

住宅の位置づけ及び住宅施策の意義

住宅は、県民の生活の基盤であり、家庭や人を育むかけがえのない生活空間であるとともに、社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点です。また、都市や街並みを構成する重要な要素であり、社会的性格を有するものです。

このように住宅は、個人の私的生活の場であるだけでなく、健全で活力あふれる社会をつくる礎でもあるため、住宅に関する施策は、社会の持続的発展及び安定を図る上で重要であり、総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。併せて、県民一人ひとりが将来にわたりより良い住環境で暮らしていくためには、社会全体で住生活に対する意識を改革していくことが必要です。

その際、豊かな住生活は、社会経済活動の中で県民一人ひとりが自ら努力することを通じて実現されることを基本とすべきです。

このため、県の役割は、住宅市場が円滑かつ適切に機能するための環境を整備するとともに、住宅市場に委ねていては適切な資源配分が確保できない場合に、その誘導・補完を行うことがあります。

青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦

県では、県行政全般に係る政策等の基本的な方向性を、総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針として「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」を定めています。

この計画では、令和12(2030)年における本県のめざす姿として「生活創造社会」を掲げ、本県のめざす姿を次のとおり掲げています。

なりわい 「生業」と「生活」が好循環する地域へ ～世界が認める「青森ブランド」の確立～

「世界が認める『青森ブランド』の確立」とは、本県の様々な分野の「生業」と「生活」が生み出す価値が一体となって世界から評価され、県民自身もその価値を誇りに思い、存分に享受している状態をめざすものです。

この「青森ブランド」の具体像は、次のとおりです。

「買ってよし、訪れてよし、住んでよし」の青森県

青森県住生活基本計画のテーマ

「生活創造社会」の実現に向け、住環境の「質」の向上(ハード面)と併せて、より良い住環境を実現するための体制づくりや県民一人ひとりが確かな知識に基づき個々のライフスタイルに応じた住宅を賢く選択できる仕組みづくり(ソフト面)が必要と考えられますが、このようなハード、ソフト両面が整備された住環境での暮らしを「賢くて豊かな住生活」と定義し、県の住宅施策がめざすべき姿として位置づけます。

これらを踏まえ、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本方針として、青森県住生活基本計画のテーマを次のとおり設定します。

「生活創造社会につながる賢くて豊かな住生活の実現をめざして」

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての視点と目標

本県の住宅事情の特性や課題の他、住宅の位置づけ及び住宅施策の意義、また、上位計画である「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」を踏まえ、「生活創造社会につながる賢くて豊かな住生活の実現」をめざし、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について4つの視点(目標設定の基本となる視点)、その視点に基づく6つの目標を次のとおり設定します。

①「住まい手・コミュニティ」の視点

住生活を営む主体である多様な世代の「住まい手」と「住まい手」が互いに支え合い暮らせる「コミュニティ」の視点から、目標及び基本的な施策を設定します。

②「住宅・住環境」の視点

新型感染症のまん延防止や環境負荷の低減、災害の激甚化等の様々な社会環境の変化に対応した、より質の高い「住宅」と、「住まい手」が安全に住生活を営む基盤である「住環境」の視点から、目標及び基本的な施策を設定します。

③「住宅関連産業」の視点

住生活を営む基盤である「住宅・住環境」を形成するために必要な地域の「住宅関連産業」の視点から、目標及び基本的な施策を設定します。

④「住教育」の視点

県民が豊かな住生活を実現するために必要な知識や判断能力を身に着けるための「住教育」の視点から、目標及び基本的な施策を設定します。

視点	目標
「住まい手・コミュニティ」の視点	目標1 多様な世代が共生できるコミュニティの形成
	目標2 重層的な住宅セーフティネットの形成
「住宅・住環境」の視点	目標3 健康に暮らせる良質な住宅ストックの形成
	目標4 安全に暮らせる住環境の形成
「住宅関連産業」の視点	目標5 地域の住宅関連産業の振興
「住教育」の視点	目標6 賢い住まい方を実現するリビングリテラシーの向上

目標1

多様な世代が共生できるコミュニティの形成

本県では、少子高齢化及び世帯規模の縮小化が今後も一層進行することが想定されています。また、空き家は増加傾向にあり、地域コミュニティの弱体化が懸念されています。

子育て世帯や高齢者世帯等の世帯の状況に合わせた住宅の選択や確保を支援するとともに、空き家等既存住宅ストックの利活用による生活支援施設等の導入等により、多様な世代が支え合いながらともに暮らすことのできる住環境の形成をめざします。

基本的な施策		施策の方向性
(1)子どもを産み育てやすい住まいづくり	①子育て世帯向け住宅の供給促進	子育てに適した住宅の選択や確保を支援するため、「地域優良賃貸住宅」の普及促進や三世代同居に対する支援制度の情報提供、安心して子育てができる住宅の供給を促進します。
(2)高齢者等が安心して暮らせる住まいづくり	①高齢者向け住宅等の供給促進	高齢者世帯が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、見守りサービス等をニーズに応じて受けることができるよう高齢者向け住宅等の供給を促進します。
(3)多世代が共生できる環境づくり	①多世代がともに暮らせる環境づくり	地域の空き家等を活用した見守り等の生活支援施設に係る情報提供等の支援を行い、多世代がともに支え合いながらともに暮らすことができる環境づくりを促進します。
	②ライフステージに対応したまちなか居住等の誘導	持ち家から賃貸住宅等への住み替えやコレクティブハウス等の多様な住まい方に関する情報提供等により、住まい手のライフスタイルやライフステージに応じた住み替えを促進します。
	③住み慣れた地域等の住環境の維持	生活関連サービス等の確保により、住み慣れた地域等に住み続けることができるよう住環境の維持を図ります。

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
①子育て世帯(18歳未満が含まれる世帯)における誘導居住面積水準達成率	49.0% (H30)	70.0% (R12)
②民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合	16.3% (H30)	20.0% (R12)
③高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	50.2% (H30)	75.0% (R12)
④高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合	45.5% (R1)	90.0% (R12)

目標2

重層的な住宅セーフティネットの形成

経済情勢の変化や高齢化の一層の進行等により、低額所得者、高齢者及び障がい者等の住宅確保要配慮者は、今後も増加するとともに、多様化することが予想されます。

住宅確保要配慮者を含む誰もが居住の安定を確保することができるよう、公的賃貸住宅の的確な供給と民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を進め、公共・民間の役割分担を踏まえた重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの形成をめざします。

基本的な施策		施策の方向性
(1)公共・民間の役割を踏まえた重層的な対応	①官民連携及び福祉政策との一体による支援体制の充実	きめ細やかな居住支援を実施するため、官民連携及び住宅・福祉・再犯防止関係機関が連携した重層的な支援体制の構築を促進します。
	②民間賃貸住宅への円滑な入居	住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、セーフティネット登録住宅の登録促進、「地域優良賃貸住宅制度」や「サービス付き高齢者向け住宅制度」等の普及や情報提供などを推進します。
	③公営住宅等におけるセーフティネット機能の強化	高額所得者、高額滞納者への明け渡しの厳格化、世帯人数に応じた適正規模の住戸の提供や住み替え誘導等により、住宅確保要配慮者の居住の安定を図ります。
	④公営住宅等における生活支援施設等の充実	「シルバーハウジング・プロジェクト」の活用や大規模団地の建替に合わせた福祉施設等の一体的整備の推進等により、公営住宅等における高齢者や障がい者の生活を支援する環境整備を促進します。
(2)老朽化した公営住宅ストックの更新及び有効活用	①公営住宅等の適切な供給	公営住宅等の供給にあたっては、要支援世帯等の需要推計に基づき、計画期間における公営住宅等の供給目標量を定め、老朽化した住宅ストックを計画的に更新していきます。
	②民間活力の導入による公営住宅等の整備	公営住宅等の整備にあたっては、直接供給のみによらず、民間事業者の活力を活用するなど最適な手法を検討し実施します。
	③公営住宅等ストックの長寿命化	公営住宅等について、長寿命化型改善の実施や適切な維持管理により、ストックの長期活用とライフサイクルコストの縮減を図ります。
	④民間賃貸住宅等の活用	公営住宅が少ない地域においては、民間賃貸住宅や地域の空き家を活用したセーフティネット登録住宅への登録を促進します。

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
⑤最低居住面積水準未満率	2.4% (H30)	早期に解消
⑥建替等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯の支援に資する施設併設率	50.0% (R2)	90.0% (R3～12内の建替等団地)
⑦居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率	0% (R3)	50.0% (R12)

目標3

健康に暮らせる良質な住宅ストックの形成

県では、これまで、省エネや高齢化対応等、住宅に求められる性能の向上を図りつつ、本県の雪や寒さ等の自然特性や社会経済的な課題等を踏まえた「あずましい」住宅づくりに取り組んできました。今後も住生活における省エネ対策を推進するとともに、新型感染症対策や健康寿命の延伸等、県民が健康に暮らすことのできる住宅ストックの形成をめざします。

また、適切に施工・維持管理された住宅が住宅市場において適正に評価、流通される環境整備を促進することにより、良質な住宅ストックが人と地域をつなぐ公共的な財産として継承していく社会の実現をめざします。

基本的な施策		施策の方向性
(1)社会環境の変化に対応した良質な住宅ストックの形成	①健康に暮らせる住宅ストックの形成	健康に暮らすことのできる住宅ストックの形成をめざし、健康寿命の延伸や新型感染症対策等の視点から県独自のガイドラインの改定を行うほか、ヒートショックの抑制に有効な既存住宅の断熱改修を促進します。
	②長寿命化、低炭素化の促進	住宅を長期にわたり良好な状態で使用するための措置及び低炭素化のための措置の普及促進、並びに再生可能エネルギーの導入促進等により、住宅の建設時から除却時までのライフサイクルを通じた低炭素化を促進します。
	③適切な維持管理の促進	住宅を安心して快適に長期間利用していくため、また、長期的な維持修繕費用の低減や資産価値低下の抑制のため、定期的な点検や維持修繕等のメンテナンスの実施を促進します。
	④マンション管理の適正化	優良なマンションの適切な維持保全を推進するため、マンション管理の適正化及び老朽化対策を促進します。
(2)良質な既存住宅ストックの流通促進	①トラブルのない住宅市場の環境整備	既存住宅ストックの流通促進を図るため、住宅購入希望者等が専門的・中立的な立場からの情報が得られるための環境整備を促進します。 また、良質な住宅市場の構築及び住宅の品質確保を促進します。

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
⑧既存住宅流通の市場規模	11.0% (H30)	25.0% (R12)
⑨省エネ基準を充たす住宅ストックの割合	3.7% (H30)	20.0% (R12)
⑩認定長期優良住宅のストック数	5,524戸 (R2)	1万戸 (R12)
⑪住宅ストックに対するリフォーム実施戸数の割合	4.0% (H30)	7.0% (R12)
⑫25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合	82.4% (R2)	90.0% (R12)

目標4 安全に暮らせる住環境の形成

全国的に地震や豪雨等の自然災害が頻発化・激甚化するなか、本県においても令和3年8月の大雪により住家被害が発生しており、自然災害による住家被害の最小限化及び迅速な復興を支援する体制づくり等、県民が安全に暮らせる住宅・住環境の形成をめざします。

近年では、人口減少や高齢化等の進行により空き家が急速に増加しており、その結果、地域コミュニティの衰退や住環境への悪影響などが懸念されています。そのため、空き家を適正に維持管理するとともに、状況に応じて除却や利活用を図る等、不良な空き家を減らし、良好な住環境の形成をめざします。

また、長期的な都市の将来像とその実現に向けた都市計画の方向性を示す都市計画マスターplanとも連携を図り、住民と行政が協働でまちのデザインをつくるための各種制度の普及や活用を促進し、良好な街なみや住宅市街地における景観の形成や保全をめざします。

基本的な施策	施策の方向性
(1)安全な住宅・住宅地の形成	①災害に備えた住宅の普及
	②地域の災害対策の普及啓発
	③被災者の住宅確保
	④雪に強い住宅市街地の形成促進

参考:「いのち守るリフォームのすすめ」パンフレット

県民の命を守り、健康寿命の延伸を図るために、耐震・断熱の各性能を向上させる部分的又は簡易なリフォームを紹介したパンフレットを令和2年度に作成しました。



基本的な施策		施策の方向性
(2)豊かな住環境の形成	①良好な景観形成の促進	「景観法」や景観条例に関するガイドプランの普及等により、街なみにおける良好な景観形成を促進します。
	②安全に安心して暮らせる住宅市街地の形成促進	「あおもりユニバーサルデザイン推進基本指針」の普及等により、住宅市街地におけるユニバーサルデザインの導入を促進し、また、狭い道路や無接道建築物を解消することにより、安全に安心して暮らせる住宅市街地の形成を促進します。
	③防犯性の高い住環境の形成促進	「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」等に基づき、犯罪の防止に配慮した生活環境を整備することにより、防犯性の高い住環境の形成を促進します。
(3)空き家の適正管理・利活用、不良な空き家の除却の促進	①空き家の適正管理・利活用の促進	空き家所有者等及び空き家管理事業者への助言や普及啓発等により、空き家の適切な維持管理を推進します。また、居住ニーズに応じた適切な住み替えや移住の推進、災害時の応急仮設住宅としての利用等により、空き家の利活用の促進を図ります。
	②不良な空き家の除却の促進	防災・衛生・景観上の観点から、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家について、市町村による助言・指導・勧告等の措置を講ずることにより除却を促進します。

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
⑬耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅の割合	16.8% (H30)	おおむね解消 (R12)
⑭空家等対策計画を策定した市町村数の全市町村数に対する割合	85.0% (R2)	100% (R12)
⑮市町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数	1,871戸 (H27～R2)	3,800戸 (R12)

目標5 地域の住宅関連産業の振興

県では、建設業の担い手確保のため、小・中学生から一般県民まで幅広く対象とした出前講座の実施や親子を対象にした体験イベント、大学生等のインターンシップの受け入れ、女性建設技術者ネットワーク会議の設立等、様々な取組みを実施しています。

住宅関連産業においても、関係団体と連携して、小・中学生を対象とした住まいづくりに関連する職人の仕事を紹介する出前授業の実施や住宅関連技術者向け講習会の実施等、住宅関連産業に携わる作り手の確保や育成に向けた取組みを実施してきました。

今後も、関係団体と連携して、出前授業の実施等による作り手の確保及び講習会の実施等による住宅関連技術者の知識・技能の維持向上を図るとともに、県産材の積極的な活用による地産地消や脱炭素社会を推進し、県内の住宅関連産業の活性化をめざします。

基本的な施策		施策の方向性
(1)住宅関連技術者の確保・育成	①作り手の確保・技術等の向上	出前授業等を実施し、子どもたちの住宅関連産業に対する興味や関心を高めることにより、住宅関連技術者の確保を図るとともに、講習会等の開催により、住宅関連技術者の育成や知識・技能の維持向上を図ります。
(2)住宅関連産業の振興	①住宅関連産業に関する新技術への対応	住宅関連産業における伝統的な技術を継承・発展させるとともに、CLT等の新たな部材を活用した工法への対応及びAI等との協働等により、住宅関連産業の省力化施工及びDX等を通じた生産性向上を推進します。
(3)県産材の活用	①県産材の活用促進	木造住宅の建設等へ県産材を積極的に活用することにより、林業・製材業などの木材関連産業及び大工・工務店などの住宅関連産業等の地場産業の活性化、また、地産地消による脱炭素社会を推進します。
	②公営住宅等の木造化、内装木質化の促進	県営住宅の整備にあたっては、「青い森県産材利用推進プラン」に基づき、低層の住宅は原則として木造化を図るとともに、中高層の住宅は内装等の木質化を促進し、可能な限り県産材を使用します。また、市町村営住宅や公共施設整備においても積極的な県産材の使用を推進します。

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
⑯すまい職人きらりアップ体験出前授業の延べ参加人数	2,543人 (R2)	5,000人 (R12)
⑰住宅等への県産材製品出荷量	7.2万m ³ (R2)	10.5万m ³ (R12)

目標6

賢い住まい方を実現するリビングリテラシーの向上

耐震性が不足する住宅の耐震改修の促進や空き家の有効活用、中古住宅の流通促進等、住宅施策における課題を解決し、豊かな住生活を実現するためには、将来にわたりより良い住環境で暮らしていこうとする県民一人ひとりの意識形成が必要です。

県では、これまで学校教育向けに住教育に関する副読本を作成し、住生活に関連する専門分野の講師を招いた出前授業を実施してきました。

今後は、学校教育だけでなく、幅広く一般県民に対して住教育を実施し、県民全体のリビングリテラシーの向上を図ることにより、個々のライフスタイルに応じた住宅を賢く選択できる社会の実現をめざします。

基本的な施策	施策の方向性	
(1)学校教育における住教育の充実	①小・中学校、高等学校における住教育に対する支援	防災や健康に関する知識等の「生きる力」を身につけることが必要な小学生や、親元から独立後の住生活において自らの判断が求められる中学・高校生を対象に、リビングリテラシーの向上を図るため、学校教育における住教育の支援を促進します。
(2)多様な世代に向けた住まい方にについての学習内容、提供機会の充実	①住宅性能の維持・向上等のための普及啓発	賢く住まうため、住宅の性能向上や維持管理の必要性等に関する意識の向上を図ります。
	②ライフステージに応じた住まいの選び方に関する学びの機会の創出	「借家より持ち家」や「中古住宅よりも新築住宅」等の住宅に関する従来の価値観にとらわれないための意識改革や環境形成を促し、県民が将来にわたりより良い住環境で賢く豊かな住生活を送るための学習機会の創出を図ります。

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
⑯家庭科等における住教育副読本の採用校の割合	44.5% (R1)	90.0% (R12)

計画期間における公営住宅の供給の目標量

計画期間 10年間の戸数:9千3百戸(うち前半5年間:4千9百戸)

※新規建設の戸数、建替えによる建替え後の戸数並びに既存公営住宅の空き家募集の戸数を合計した戸数。

戦略プロジェクト

6つの目標の実現に向け、重点的に実施する取組みを3つの戦略プロジェクトとして立ち上げます。各戦略プロジェクトは、相互に関連性を持たせて実施することで相乗効果を生み出し、他の関連施策への波及を促します。なお、戦略プロジェクトは、計画期間の前半5年間程度での実現を見据え、段階的に可能なことから順次、事業化を図ります。

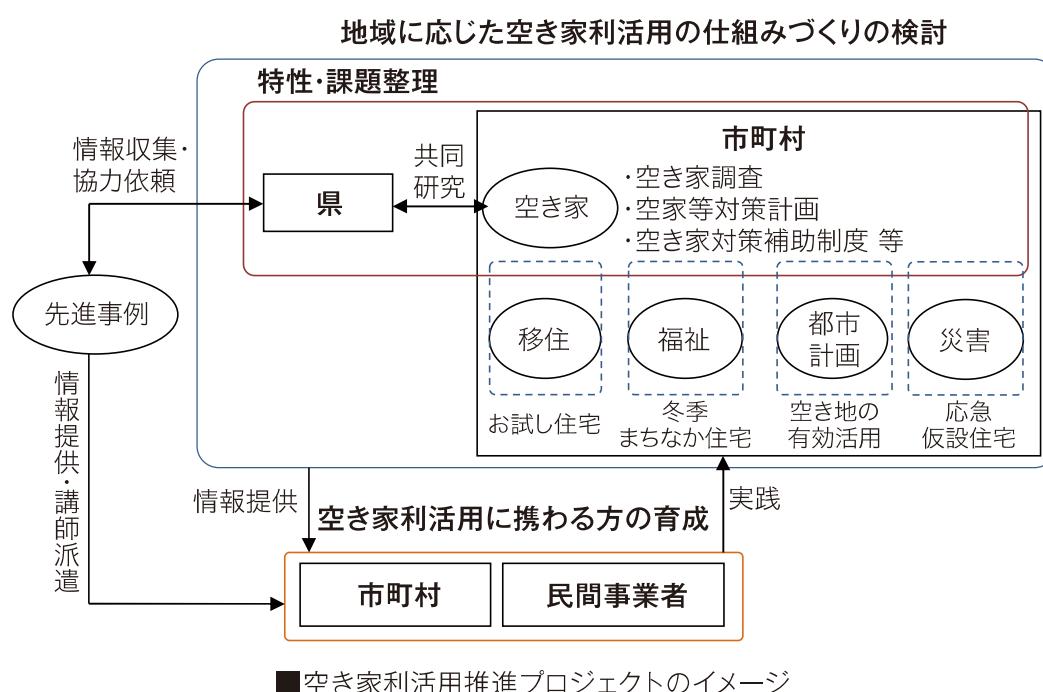
戦略プロジェクト1 ~空き家利活用推進プロジェクト~

人口減少や高齢化等の進行に伴い更なる空き家の増加が見込まれることから、空き家の発生抑制が急務となっています。「使える空き家」を円滑に利活用するために、様々な不安を取り除く仕組みを構築する必要があります。

地域に応じた空き家利活用の仕組みづくりを検討し、併せて、地域で空き家利活用に携わる方を育成することにより、『あずましい住環境』づくりを促進します。

主な取組み

- ①地域に応じた空き家利活用の仕組みづくりの検討
- ②地域で空き家利活用に携わる方の育成



戦略プロジェクト2 ~「健やか住宅」普及促進プロジェクト~

平成30年11月に世界保健機関が冬季室温18°C以上を強く勧告したことなど、住まいと健康の関係性が改めて着目されています。また、青森県内の家庭内での事故による死亡者数のうち、最も多いのは「不慮の溺死及び溺水」となっており、その中には浴室でのヒートショックが原因で亡くなられた方が含まれていると考えられます。ヒートショックは浴室のほか、住宅内の温度変化が大きいトイレや脱衣所、廊下等でも起こります。

これらを踏まえ、県民の健康寿命の延伸に寄与できるよう、住まいと健康の関係性について広く周知を図ります。

主な取組み

- ①空き家を活用した「健やか住宅」リフォームの実践
- ②健康的に住まうための断熱リフォームの普及啓発
- ③「住まいと健康」について賢く学ぶ講習会の実施



■「健やか住宅」普及促進プロジェクト
(見て感じる「健やか住宅リフォーム普及促進事業」の概要)

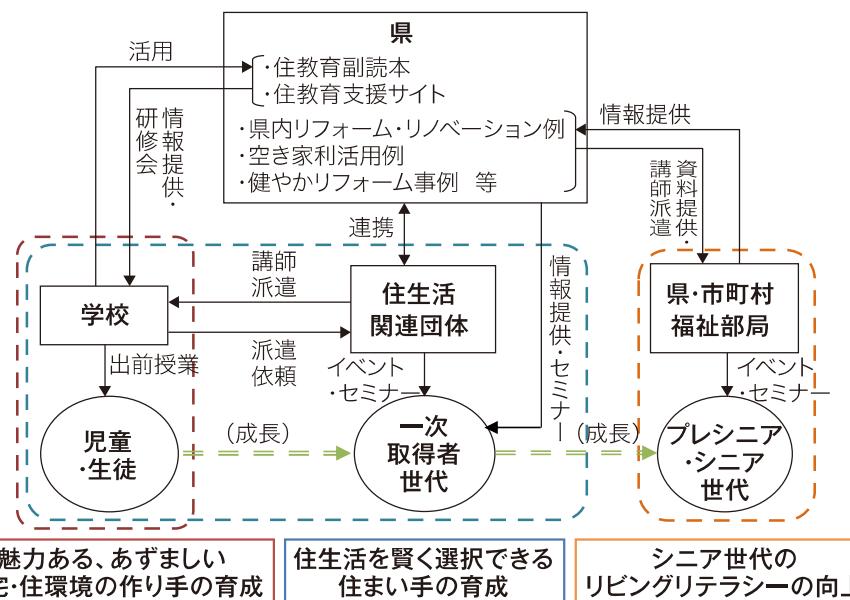
戦略プロジェクト3 ~リビングリテラシー向上プロジェクト~

住宅・住環境を取り巻く多岐にわたる課題を解決するためには、県民一人ひとりが将来にわたりより良い住環境で暮らしていこうとする意識改革が必要であると考えます。

このことから、子どもから高齢者までの全ての県民が、住生活に関する確かな知識を身に付け、住まい・住まい方を賢く選択できるよう、県民のリビングリテラシーの向上を促進します。

主な取組み

- ①ライフスタイルに応じて住生活を賢く選択できる住まい手の育成
- ②魅力ある、あずましい住宅・住環境の作り手の育成
- ③シニア世代のリビングリテラシー向上



■リビングリテラシー向上プロジェクトのイメージ

施策の総合的かつ計画的な推進に向けて

賢くて豊かな住生活の実現に向けて、①住宅施策の効果を享受する住まい手、②住環境の整備や住宅の流通・リフォーム等を行う事業者、③市町村及び県などの公共団体等の3者が連携し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

■ 県民等との連携

事業者との連携

- ▷本計画の目標実現に向け、住宅を整備（建設）する事業者や供給（販売）する事業者との協議や連携を推進します。
- ▷住宅の設計・施工・流通・販売等を担う事業者に対して、良質な住宅の整備・供給に関する技術・制度等の情報提供や啓発活動等を推進します。
- ▷関係団体と連携して空き家の利活用や売却等による空き家の流動化を図ります。
- ▷空き家利活用に携わる方を育成し、空き家発生の抑制及び空き家ビジネスの活性化を図ります。

地域づくり団体等との連携

- ▷多様化・高度化する県民ニーズや地域性に応じた県民の住まいづくり・まちづくりに対する支援が可能となるよう、地域づくり団体等との連携を強化します。

住まい手との連携

- ▷次世代に継承する良質な住宅ストックの形成及び地域コミュニティの維持・向上には、住まい手や地域住民の役割が重要であると考えます。このため、子どもから高齢者までの全ての県民に対する住教育を推進し、県民の住宅に関する意識の向上や住まいづくり・まちづくり活動への参加意識を高め、良好な住環境づくりへの積極的な参画を促します。
- ▷本計画に示した指標について、調査等に基づくフォローアップ及び公表を行うとともに、5年後に計画の見直しをする際に、県民の意見を聞く場を設置します。
- ▷住宅施策に関する情報提供や広報活動を進めるとともに、総合的な住情報相談窓口などを通じたニーズの把握等により、県民の要望を踏まえた事業を推進します。
- ▷公営住宅の建替・改善事業等においては、団地の住まい手が計画策定に参加するなど、個別事業における県民の参画機会を設けます。
- ▷住宅に関する紛争の処理について、ADR（裁判外紛争処理手続）の利用を促進します。

■ 市町村との連携

市町村への技術支援

- ▷全国の先進事例や国の諸制度等の情報を市町村へ提供し、併せて、県が実施したモデル事業を推進することにより、市町村の課題に基づいた住宅施策の推進を支援します。特に、地域特性に応じた先進的な取組みを行う市町村に対しては、技術協力等の支援を積極的に行うとともに、その取組み内容等について他の市町村に対しても情報提供を行います。

市町村との定期的な情報交換

- ▷公営住宅の整備・管理等による住宅セーフティネットの形成や災害に備えた住宅施策の在り方等、地域の実情等に応じたきめ細かい住宅施策の実施にあたっては市町村の果たす役割が増大していくことが見込まれます。このため、市町村の住宅施策の実施状況や県に対する要望等を把握する住宅施策担当者会議の開催等により、市町村と県との定期的な情報交換を行います。

市町村住生活基本計画の策定促進

- ▷市町村が地域の住宅事情や住宅施策上の課題を認識し、福祉やまちづくり及び地域産業等との連携を図りながら住宅施策を展開できるよう、市町村における住生活基本計画の策定を促進します。

■ 関係機関との連携

国との積極的な情報交換

- ▷本計画に基づく住宅施策の計画的な推進を図るために財源確保や新たな住宅施策の課題に対応するため、国との積極的な情報交換を実施します。

府内連携体制の強化交換

- ▷福祉、まちづくり、防災、教育、エネルギー及び産業振興等の行政分野と連携した住宅施策を円滑に実施することができるよう、他の部局で策定する計画との緊密な連携や府内ワーキング会議の設置など、府内の連携体制を強化します。